

業務委託契約書（案）

発注者 秋田県北秋田地域振興局長 大山 泰と受注者 ○○○○とは、自家用電気工作物保安管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、電気事業法第42条第1項に定められた事業用電気工作物の維持義務に基づき、次に掲げる事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、第5条に定める業務を受注者に委託し、受注者は受注者の保安業務受託規程に基づき、これを誠実に実施する。

事業場名 道の駅 大館能代空港
業務場所 北秋田市脇神カラムシ岱21-9

需要設備 容量6KVA、電圧200V
非常用予備発電装置 容量12.4KVA、電圧200V、原動機種類 ディーゼル

使用する期間 通年

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 発注者は前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第3条 委託料は、○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○○○○円）とする。

（契約保証金）

第4条 ○○○○円（※納付の場合）

秋田県財務規則第178条第号の規定により免除（※免除の場合）

（委託業務の内容等）

第5条 受注者が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 電気工作物において、受注者の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、発注者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- (2) 保安管理業務は、別紙に記載されている保安業務担当者が実施するものとする。
- (3) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を仕様書及び次により行う（その細目は受注者が別に定める「点検指針」による）ほか、発注者及びその従事者に定期的な点検等において異常等があったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は

適合しないおそれがあるときは、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。

① 定期点検（月次点検及び年次点検）

月次点検：需要設備・非常用予備発電装置は2月毎に1回

年次点検 年1回

② 臨時点検 必要の都度

(4) 電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、発注者又はその従事者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次に掲げる処置を行うものとする。

① 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示。

② 事故・故障の状況に応じた臨時点検。

③ 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言。

④ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示。

(5) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次に掲げる処置を行うものとする。

① 警報発生時の原因を調査し、その適切な処置を行う。

② 警報発時の受信記録を3年間保存する。

(6) 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行う。

(7) 第1条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを助言する。

(8) 第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を発注者に助言する。

(9) 第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて仕様書に定めるところにより工事期間中の点検を行い報告するとともに、必要に応じて、そのとるべき措置を発注者に助言する。

2 次に掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつその記録が保安業務担当者に確認されているものに係わる保安管理業務については、この限りでない。このほか、受注者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言を行うことができるものとする。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物

① 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

② 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

③ 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器

④ 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

⑤ 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工

作物

- ① 点検時現場に設置されていない移動式機器等
 - ② 点検時に著しい危険の伴う有毒発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
 - ③ 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - ④ 業務上の都合等、発注者の事由で受注者が立入りできない場所に設置された機器等
 - ⑤ 情報管理のため立入が制限される場所
 - ⑥ 衛生管理のため立入が制限される場所
 - ⑦ 機密管理のため立入が制限される場所
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

(業務着手届等)

第6条 受注者は、業務の実施に先立って業務着手届及び業務計画書を発注者に提出するものとする。

(保安業務担当者)

第7条 受注者は、保安管理業務に従事する資格を有する者から保安業務担当者を指名し、その氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類を発注者に通知するものとする。また、保安業務担当者を変更したときも同様とする。

(連絡責任者)

第8条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受注者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名等を受注者に通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、この委託業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第10条 発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、隨時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して受注者に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りでない。

(検査)

第12条 受注者は、毎月の業務が終了した都度、当月に実施した委託業務の報告書を発

注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行わなければならない。ただし、3 月分の検査は、3 月 31 日に行うものとする。
- 3 受注者は、委託期間が満了したときは、遅滞なく、業務完了届を発注者に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第 13 条 受注者は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができるものとする。

業務履行月	支払金額
令和 8 年 4 月	円
令和 8 年 5 月	円
令和 8 年 6 月	円
令和 8 年 7 月	円
令和 8 年 8 月	円
令和 8 年 9 月	円
令和 8 年 10 月	円
令和 8 年 11 月	円
令和 8 年 12 月	円
令和 9 年 1 月	円
令和 9 年 2 月	円
令和 9 年 3 月	円
合 計	円

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定

期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 14 条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、第 13 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) その責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (2) 保安業務担当者を配置しなかったとき。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項においては同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (5) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が、受注者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が同項前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) 同項前号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第 9 号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、受注者が第 16 条の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができるものとする。
- 3 受注者は、第 1 項又は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の 10 分の 1 を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。この場合において受注者が契約保証金を納付しているときは、発注者はその契約保証金を違約金に充当できるものとする。
- 4 受注者は、第 1 項の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者にその損失の

補償を請求することができない。

(受注者の解除権)

第 16 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 委託業務の内容を変更したため、委託料が 3 分の 1 以下に減少したとき。
- (2) 委託業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を超えたとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になったとき。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(信義則)

第 18 条 発注者及び受注者は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 受注者は、この契約による業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(消費税及び地方消費税率が改正された場合の取り扱い)

第 20 条 消費税及び地方消費税率が改正された場合、発注者と受注者は税率の変更による増加額相当分の変更契約について協議する。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1
秋田県北秋田地域振興局長 大山 泰 印

受注者 ○○○○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受注者は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受注者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 受注者は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならない

こと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。承諾を得た再委託の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方がさらに再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「受注者」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

（取得の制限）

第8 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第10 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 受注者は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために適切かつ必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはな

らない。

10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は発注者の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して利用する個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
- 6 受注者は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、発注者に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第14 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受注者及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も同様とする。以下同じ。）に対して、隨時、実地の監査又は検査をることができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
 - 4 発注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第17 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第18 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。